



む。」として、労働時間に関する規定（同法第三十二条の四第三項並びに第三十六条第三項、第四項及び第六項から第十一項までの規定を含む。）及び同法第六条第一項の規定を適用する。

一 当該委員会の委員の半数については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名されていること。

二 当該委員会の議事について、厚生労働省令で定めるところにより、議事録が作成され、かつ、保存されていること。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件

（労働時間等設定改善企業委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例）

**第七条の二** 事業主は、事業場ごとに、当該事業場における労働時間等の設定の改善に関する事項について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第六条に規定する委員会のうち全部の事業場を通じて一の委員会であつて次に掲げる要件に適合するもの（以下この条において「労働時間等設定改善企業委員会」という。）に調査審議させ、事業主に対して意見を述べさせることを定めた場合であつて、労働時間等設定改善企業委員会でその委員の五分の四以上の多数による議決により労働基準法第三十七条第三項並びに第三十九条第四項及び第六項に規定する事項について決議が行われたときは、当該協定に係る事業場の使用者については、同法第三十七条第三項中「協定」とあるのは、「協定（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第七条の二に規定する労働時間等設定改善企業委員会の決議を含む。第三十九条第四項及び第六項並びに第一百六条第一項において同じ。）」として、同項並びに同法第三十九条第四項及び第六項並びに第一百六条第一項の規定を適用する。

一 当該全部の事業場を通じて一の委員会の委員の半数については、当該事業主の雇用する労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、当該労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては当該労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名されていること。

二 当該全部の事業場を通じて一の委員会の議事について、厚生労働省令で定めるところにより、議事録が作成され、かつ、保存されていること。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件

#### 第四章 労働時間等設定改善実施計画

##### （労働時間等設定改善実施計画の承認）

**第八条** 同一の業種に属する二以上の事業主であつて、労働時間等の設定の改善の円滑な実施を図るため、労働時間等設定改善指針に即して、業務の繁閑に応じた営業時間の設定、休業日数の増加その他の労働時間等の設定の改善が見込まれる措置（以下「労働時間等設定改善促進措置」という。）を実施しようとするものは、共同して、実施しようとする労働時間等設定改善促進措置に関する計画（以下「労働時間等設定改善実施計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣に提出して、その労働時間等設定改善実施計画が適當である旨の承認を受けることができる。

一 労働時間等設定改善促進措置の実施により達成しようとする目標

二 労働時間等設定改善促進措置を実施する事業場

三 労働時間等設定改善促進措置の内容及びその実施時期

四 その他省令で定める事項

3 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その労働時間等設定改善実施計画が次に掲げる基準に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 前項第一号に掲げる目標が同項第二号に掲げる事業場の労働者の労働時間等に関する実情に照らして適切なものであること。

二 前項第三号に掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために必要かつ適切なものであること。

三 一般消費者及び関連事業主の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

四 当該労働時間等設定改善実施計画の実施に参加し、又はその実施から脱退することを不适当に制限するものでないこと。

5 厚生労働大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聞くものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の承認をするときは、第三項の承認をするに当たっては、同項第一号に規定する労働者の意見を聴くよう努めるものとする。

（労働時間等設定改善実施計画の変更等）

**第九条** 前条第一項の承認を受けた者（以下「承認事業主」という。）は、当該承認に係る労働時間等設定改善実施計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣の承認を受けなければならない。

2 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、前条第一項の承認をした労働時間等設定改善実施計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。）が同条第三項の基準に適合するものでなくなったと認めるときは、承認事業主に対し、当該承認計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

（公正取引委員会との関係）

**第十条** 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、第八条第一項の承認（前条第一項の規定による変更の承認を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合において必要があると認めるときは、当該承認に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該労働時間等設定改善実施計画に定める労働時間等設定改善促進措置に係る競争の状況に関する事項、当該労働時間等設定改善促進措置の実施が当該競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。

1 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣に対し、前項の規定による送付に係る労働時間等設定改善実施計画について意見を述べるものとする。

2 公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る労働時間等設定改善実施計画であつて厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣が第八条第一項の承認をしたものに定めるところに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣に通知するものとする。

3 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、公正取引委員会に対し、当該承認後の労働時間等の動向及び経済的事情の変化に即して第一項に規定する事項について意見を述べることができる。

4 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該承認計画につき、同項に規定する措置をとるものとする。

5 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、第三項の規定による通知を受けた場合は、当該承認計画に依り、同項に規定する措置をとるものとする。

6 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、前条第二項の規定により第一項の規定による送付に係る承認計画の承認を取り消したときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知するものとする。

##### （援助等）

**第十一条** 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、承認計画の的確な実施を確保するため、承認事業主に対し、必要な情報及び資料の提供、承認計画の実施に関する助言を行う者の派遣その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

1 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、承認事業主による承認計画に定められた労働時間等設定改善促進措置の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、当該承

認事業主と取引関係がある事業主又はその団体に対し、労働時間等の設定の改善を促進するため  
に必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収等)

**第十二条** 厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、承認事業主に対し、承認計  
画の実施状況について報告を求めることができる。厚生労働大臣及び

2 承認事業主が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、厚生労働大臣及び

当該業種に属する事業を所管する大臣は、当該承認計画の承認を取り消すことができる。

3 第十条第六項の規定は、前項の規定による承認計画の承認の取消しについて準用する。この場

合において、第十条第六項中「第一項」とあるのは、「第十条第一項」と読み替えるものとする。

(厚生労働大臣の権限の委任)

**第十三条** 第八条から前条までに規定する厚生労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、そ

2 前項の規定により第八条に規定する厚生労働大臣の権限が都道府県労働局長に委任する場合  
には、同条第四項中「労働政策審議会」とあるのは、「都道府県労働局に置かれる政令で定める  
審議会」とする。

(都道府県が処理する事務等)

**第十四条** 第八条から第十二条までに規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属す  
る事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 第八条から第十二条までに規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限は、政令で定  
めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

附 則 (平成五年七月一日法律第七九号) 抄

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す  
る。 (施行期日)

**第一条** この法律は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。  
2 第八条から第十二条までに規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限は、政令で定  
めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

附 則 (平成五年七月一日法律第七九号) 抄

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す  
る。 (施行期日)

**第一条** この法律は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。  
2 第八条から第十二条までに規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限は、政令で定  
めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(労働時間短縮推進委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例に関する経過措置)

**第五条** 新労働基準法第二百三十二条第一項の規定が適用される間における同項に規定する事業に係  
る第二条の規定による改正後の労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第七条の規定の適用に  
ついては、同条中「第三十二条の四第一項及び第二項、第三十二条の五第一項、第三十六条」と  
あるのは、「同法第二百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十二条の四第一  
項、同法第三十二条の四第二項、同法第二百三十二条第二項の規定により読み替えて適用する同法  
第三十二条の五第一項、同法第三十六条」とする。

(政令への委任)

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 (罰  
則に関する経過措置を含む) は、政令で定める。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

この法律は、行政手続法 (平成五年法律第八十八号) の施行の日から施行する。

**第一条** この法律は、行政手続法 (平成五年法律第八十八号) の施行の日から施行する。  
(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条  
に規定する聴聞又は弁明の機会の付与との手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執  
るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処  
分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例によ  
る。

（罰則に関する経過措置）

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会 (不利益処分  
に係るもの) を除く。) 又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定  
により行われたものとみなす。

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置  
は、政令で定める。

附 則 (平成九年三月三一日法律第一七号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年六月一八日法律第九二号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月三〇日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成十一一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定  
(同法第二百五十条の九第一項に係る部分 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る。) に限  
る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定 (同法附則第十項に係る部分に  
限る。)、第二百四十四条の規定 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)  
並びに第四百七十二条の規定 (市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条  
の改正規定に係る部分を除く。) 並びに附則第七条、第十条、第十二条第五十九条ただし書、  
第六十条第四項及び第五項、第七十三条第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、  
第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前  
において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の  
地方公共団体その他公共団体の事務 (附則第一百六十二条において「国等の事務」という。) は、  
この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務  
として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第一百六十条** この法律 (附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附  
則第一百六十三条において同じ。) の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等  
の処分その他の行為 (以下この条において「処分等の行為」という。) 又はこの法律の施行の際  
現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為 (以下この条に  
おいて「申請等の行為」という。) で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事  
務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞ  
れの法律 (これに基づく命令を含む。) の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律  
の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用に係る行政事務を行なうべき者に適用する  
おいて「申請等の行為」という。) で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事  
務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞ  
れの法律 (これに基づく命令を含む。) の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律  
の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用に係る行政事務を行なうべき者に適用する  
相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に對し報  
告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續が

されていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第二百六十二条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁とする。

**第二百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百六十四条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

**第二百五十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**附 則** (平成一一年一二月三日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第一項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

**附 則** (平成一三年三月三一日法律第二五号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十七条第一項及び第二項並びに第十九条の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一三年四月二五日法律第三五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一七年一月二日法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略  
二 第四条中労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法附則第二条を削り、同法附則第一条の見出し及び条名を削る改正規定並びに附則第十二条の規定 公布の日  
(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第六条** 施行日前に第四条の規定による改正前の労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（以下「旧時短促進法」という。）第七条に規定する労働時間短縮推進委員会でその委員の五分の四以上の多数による議決により同条に規定する労働時間に関する規定に規定する事項について行われた決議は、第四条の規定による改正後の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（以下「労働時間等設定改善法」という。）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会でその委員の五分の四以上の多数による議決により同項に規定する労働時間に関する規定に規定する事項について行われた決議とみなす。

**第七条** 施行日前に旧時短促進法第八条第一項の規定により承認を受けた労働時間短縮実施計画（旧時短促進法第九条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）又はこの法律の施行の際に旧時短促進法第八条第一項若しくは第九条第一項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ労働時間等設定改善法第八条第一項の規定により承認を受けた労働時間等設定改善実施計画又は同項若しくは労働時間等設定改善法第九条第一項の規定によりされている承認の申請とみなす。

**第八条** 旧時短促進法第十四条第二項に規定する労働時間短縮支援センター（以下「労働時間短縮支援センター」という。）がこの法律の施行の際に旧時短促進法第十七条第一項に規定する業務の遂行に伴い労働時間短縮支援センターに属するに至つたもの（資産にあつては、政令で定めるものに限る。）は、この法律の施行の時において国が承継する。

**第九条** 旧時短促進法第二十条の規定による報告で、施行日前に行われていないものについては、なお従前の例による。この場合において、同条の規定による報告は、厚生労働大臣に対して行うものとする。

**第十条** 労働時間短縮支援センターの施行日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成については、厚生労働大臣が従前の例により行うものとす

るものとする。

**第十二条** 附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一条** この法律（附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二四年四月六日法律第二七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二〇年一二月二二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二四年四月六日法律第二七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成三〇年七月六日法律第七一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、

附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二条の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（「平成十一年法律第四十六号」）の下に「、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定（公布の日）

#### （衛生委員会等の決議に関する経過措置）

第十一条 第六条の規定による改正前の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（以下この条において「旧設定改善法」という。）第七条第二項の規定により労働時間等の設定改善委員会とみなされた労働安全衛生法第十八条第一項の規定により設置された衛生委員会（同法第十九条第一項の規定により設置された安全衛生委員会を含む。）の旧設定改善法第七条第一項に定める決議については、平成三十四年三月三十一日（平成三十一年三月三十一日を含む期間を定めているものであって、その期間が平成三十四年三月三十一日を超えないものについては、その期間の末日）までの間は、なおその効力を有する。

#### （検討）

#### 第十二条

3 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の規定について、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図る観点から、改正後の各法律の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### （政令への委任）

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。